

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 8 年 4 月 1 6 日 (木)	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	4 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分	
閉 会	4 月 1 6 日 午 前 1 1 時 2 5 分	
教 育 長	戸 ヱ 崎 勤	
教 育 長 委 員 出 席 状 況	戸 ヱ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出 席 者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長、田野副参事、	
	重信教育総務課長、新井学務課長、石橋生涯学習課長	
書 記	教育総務課 柴田主幹 我妻副主幹	
傍 聴 人	2 名	

会議の経過及び結果

教育長

令和8年度の最初の定例教育委員会になりました。本年も教育委員会の一層の活性化等に向けてよろしくお願いいたします。

桜は既に散ってしまいましたが、いま正に春真っ盛りで学校などの花壇には様々な春の草花が咲いています。先日も私の Facebook にも書きましたが、人間に体内時計があるように、植物も概日時計を持っています。近年の遺伝子研究により、概日時計をつかさどる遺伝子群があり、さまざまな生理現象に影響を与えていることがわかってきています。植物の開花リズムの謎の解明は、生物多様性を理解する上でも重要です。同じ属のなかで開花リズムの多様性が生まれた理由は、花粉を運ぶ昆虫への適応と考えられます。「花粉媒介者(ポリネーター)」を効率よく奪い合わずに分かち合うための生存戦略です。

この植物の「開花リズム」の多様性を教育に当てはめると、画一的な教育システムから多様性を包摂するシステムへの転換の示唆が得られる気がします。生物学的に見れば、「全員が同じ時期に、同じように成果を出すこと」は、むしろリスクであり不自然なことです。

現在の教育制度の多くは、8月に始まり3月に終わる「1年というサイクル」や、「18歳で大学受験」といった固定されたスケジュールに基づいています。これは農業で言えば、すべての作物を同じ時期に収穫しようとするようなものです。10代で才能が開花する「早咲き」の子もいれば、30代を過ぎてから深い知性を開花させる「遅咲き」の子もいます。もし、春に咲く花を高く評価してしまえば、夜に咲く月下美人のような、独自の価値を持つ才能を摘み取ってしまうことになります。

また、花が特定の昆虫(媒介者)を惹きつけるためにリズムを調整するように、学習者もまた、自分を導いてくれる「誰か」や「何か」と出会うタイミングが異なります。教育の本質は、その子が「どの媒介者(分野や師)と出会うべきタイミングなのか」を見極めることにあります。

	<p>開花リズムを尊重することは、その子が最も効率よく「知識の受粉」を行えるチャンスを待つことでもある気がします。もし全ての学生が同じ時期に、同じスキルを身につけて卒業したら、労働市場や研究分野は過当競争に陥り、共倒れしてしまいます。伝統を継承するリズムの人、時代を先取りするリズムの人。教育現場が「多様なリズム」を許容することは、将来的に社会のあらゆる隙間に専門性が行き渡ることを意味します。学びの時期や方法がズレているからこそ、社会という生態系は豊かになり、どんな環境変化にも耐えうる強さを持てるのです。</p> <p>今年度も「誰一人取り残さない」という教育意志のもと、一人一人の異なる背景や特性を認め合い、生かし合う、そんな多様性を包摂した教育の実現に向けて努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	今年度も仙波委員に教育長職務代理者に指名いたしました。仙波委員より一言お願いいたします。
仙波委員	改めまして仙波でございます。引き続き教育長に活発にやっていただくことを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	それでは、ただいまから、令和8年第4回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。
教 育 長	前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいております。御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名

<p>教 育 長</p>	<p>「教育委員提案」について御報告します。長道委員から御提案のありました「学校のバリアフリー整備について」、事務局より説明願います。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>教育総務課から、教育委員提案「学校施設のバリアフリー整備について」御説明します。</p> <p>本市の学校施設におけるバリアフリー工事は、令和6年度及び令和7年度の2か年で、既存施設を対象とした段差解消、バリアフリースイレ、斜行型段差解消機等の整備を計画どおり完了したところでございます。なお、今後、増築や改築を予定している学校におけるエレベーター整備などについては、それぞれの工事に合わせて対応していく予定です。このたびは教育委員提案として機会をいただきましたので、改めて学校施設におけるバリアフリー整備の状況について御説明します。</p> <p>それでは、資料2ページを御覧ください。ここでは、バリアフリーに関する法令の変遷について御説明します。</p> <p>まず、国の動きでございます。バリアフリーに関連する法律は、まず平成6年にハートビル法が制定されました。ハートビル法では不特定多数が利用する建築物を対象にバリアフリー整備を求める法律となっており、対象となる建築物は、病院、劇場、百貨店等であり、学校は対象外となっております。平成18年には、建物を対象としたハートビル法と交通機関を対象とした交通バリアフリー法が統合し、バリアフリー法が制定されましたが、学校施設のバリアフリーが義務化となったのは、令和3年の法改正後となっております。</p> <p>続いて、埼玉県の動きでございます。国に先んじて県では平成7年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」が制定され、学校施設のバリアフリー化は義務化となりました。以上が、法令等の動向でございます。</p> <p>本市の学校施設の状況を申し上げますと、県の条例が施行された平成7年度以降に増改築をした施設、例えば平成16年建築の芦原小学</p>

校などは、バリアフリー化をしておりますが、既存の校舎、屋内運動場は昭和 50 年代までに建てたものが多く、バリアフリー化されていない現状でございました。

次に、資料 3 ページを御覧ください。学校施設のバリアフリー化に関する文部科学省の取組について御説明します。

文部科学省では、新たに建築する学校施設のバリアフリーの義務化を踏まえ、既存の学校施設についてもバリアフリー化を努力義務として位置づけています。この既存施設へのバリアフリー化の主な内容は、校舎内の段差解消、バリアフリースイレの整備、エレベーターの整備の 3 点とされました。加えて、令和 7 年度までの学校施設のバリアフリー化の完了を目指すため、国の交付金の補助率を嵩上げたものです。このことを受け、市では、バリアフリー化されていない学校施設を対象として、令和 6 年度と昨年度の 2 か年で工事を実施し、計画通り完了したところです。

次に、資料 4 ページを御覧ください。学校施設のバリアフリー整備について整備前後の状況を整理したものでございます。上段の表が「校舎」で、下段の表が「屋内運動場」でございます。それぞれの表中の 1 行目は、令和 2 年度の全国小中学校の数字、2 行目は令和 5 年度のバリアフリー工事前の戸田市の数字、3 行目は令和 7 年度のバリアフリー工事後の戸田市の数字でございます。例えば、校舎のエレベーターにつきましては、戸田南小学校や美笹中学校など、今後予定している増築や改築に合わせて整備を行う学校があります。そのため、令和 7 年度末時点では未整備となっている学校もありますが、既存施設に対する段差解消、バリアフリースイレ、斜行型段差解消機等については、可能な範囲で計画的に整備を進めてまいりました。また、このバリアフリー工事に合わせて、学校施設のトイレ洋式化も完了いたしました。なお、文部科学省のバリアフリーの検討部会に本市総務課職員が委員として参加するなど、本市教育委員会のバリアフリー化の取組についても一定の評価をいただいております。

次に、資料 5 ページを御覧ください。ここからは、スロープ設置、バリアフリースイレ、エレベーター関係のそれぞれの整備内容について、御説明します。まずは、スロープ設置による段差解消でございます。整備の基本的な考え方としましては、児童生徒が登下校に使用する出入口から校舎までのアプローチ、校舎から体育館までのアプローチ、校舎・体育館の施設内の廊下で教室と段差が生じた箇所、主に三つのポイントを対象として整備をしております。写真のとおり、必要に応じてスロープに合わせて、手すりを整備するなど行っております。

次に、資料 6 ページを御覧ください。バリアフリースイレ整備でございます。整備の基本的な考え方としましては、校舎と体育館に各 1 室ずつ設置しております。整備場所にあたっては、車いすが回転できること、オストメイト・手洗い場を設置できることを条件に、場所を選定しております。

次に、資料 7 ページを御覧ください。昇降機設備の整備でございます。建築の仕様上、エレベーターが設置できない喜沢小学校などについては、既存の階段を活用し、階段に沿って昇り降りできる斜行型段差解消機を設置いたしました。斜行型段差解消機は、非常にゆっくりと移動するため、安全に運行することが可能であるとともに、車いす利用者がそのまま乗ることや、介助者がいない状況でも使用が可能なものとなっております。

次に、資料 8 ページを御覧ください。バリアフリー整備に要した工事費と充当した国庫交付金でございます。工事費は全体で約 2 億 8,400 万円となりました。また、獲得可能な交付金は可能な限り活用いたしまして、約 8,900 万円を充当することとしております。

最後に、今後の課題といたしましては、こうしたバリアフリー工事により施設全体の底上げは図られたものの、障害のある方は一人一人、特性が異なること、また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮

	<p>や医療的ケア児への対応など、社会情勢の変化により施設に求められる配慮も刻々と変化している状況でございます。このため、個別の状況や変化する社会動向に合わせながら、施設利用の考え方などソフト面についても柔軟に対応していく必要があると考えております。説明は、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>令和6年、7年含めてよく整備され、取り組まれている状況がよくわかりました。</p> <p>今後も整備が終了ではなく、定期的に点検しながら改善していただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>具体的に進んでいることを知ることができ、とてもよかったと思います。保護者に対し、学校施設の整備状況や改善状況については、どのように説明しているのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>工事実施時には、工事期間中の安全確保や注意喚起を目的として、学校を通じて保護者等に周知しております。また、昨年発行した教育広報誌「TODACCO」においても、バリアフリー化を含めた学校施設の整備状況について掲載し、広報を行っております。</p>
委 員	<p>新入生の保護者など、これまでの整備状況を知らない方もいると思いますので、改めてこうした点も踏まえた広報をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>トイレの洋式化が100%達成されていることは、大変よかったと思います。</p>
委 員	<p>全ての学校にスロープが整備されたことは、大変ありがたいと思います。さらに大切なことは、手助けを必要とする障害のある方がいたときに、周りの児童生徒がどのように気づき、関わるができるかということだと思います。そのような場面で適切に対応できるような教育を行っていただきたいと思いました。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ただいまの御意見は、施設整備などのハード面に加えて、児童生徒の理解や関わり方といったソフト面の取組も重要であるという趣旨であったと思います。障害の有無にかかわらず、互いを理解し、共に学び、共に生活できる環境を整えていくことは、インクルーシブな教育を推進する上でも大切な視点です。そこは、教育政策室などもしっかりと受け止め、今後の取組に生かしてほしいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは 1 点目の学校のバリアフリー整備については終了し、次の案件に進みたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続きまして、長道委員から御提案のありました、「戸田市立小中学校の夏季休業期間について」、事務局より説明願います。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>「戸田市立小中学校の夏季休業期間」について報告いたします。</p> <p>はじめに 1 つ目のスライドを御覧ください。公立学校の長期休業日は、当該市町村の教育委員会が定めることとなっており、現在、戸田市では、戸田市立小中学校管理規則により、夏季休業日を 7 月 21 日から 8 月 24 日までとしております。</p> <p>次に、2 つ目のスライドを御覧ください。以前は、終了日を 8 月 31 日としておりましたが、普通教室等へのエアコン設置もあり、本市では、平成 17 年度から段階的に夏季休業日の短縮を始めました。なお、この時期は、全国的に学力低下が懸念されていた時期とも重なり、本市では、約 1 週間短縮することで、25～28 時間程の授業時数を生み出してきました。</p> <p>次に、3 つ目のスライドを御覧ください。こちらは、令和 8 年度の埼玉県南部地区の 13 市町及びさいたま市の夏季休業期間です。夏季休業日の開始は、13 市町及びさいたま市全てが 7 月 21 日でした。終了日は、戸田市が 8 月 24 日と最も早く、さいたま市が 8 月 25 日、8 月 31 日としているところが最も多く 8 市ありました。近年では、桶川市、伊奈町等が、学校管理規則を見直し、終了日を 8 月 31 日まで延ばしています。なお、さいたま市、鴻巣市などは、夏季休業期間を</p>

「7月21日から8月31日までの間で校長が定めた日」としております。

次に、4つ目のスライドを御覧ください。このように、現在、他市町と比較し、本市の夏季休業期間は1週間程度短くなっております。ここからは、夏季休業期間が短縮されたことによるメリットとデメリットについて御説明します。

まず、夏季休業期間を現行のとおりとすることによる主なメリットについて、子供、保護者、教職員、学校運営のそれぞれの視点から御説明します。

1つ目は、子供にとってのメリットです。夏季休業期間が比較的短いことで、長期間にわたり家庭で一人で過ごす期間が短くなる子供もいます。また、学校生活に早めに戻ることで、睡眠や食生活などの生活リズムを整えやすくなる面があります。

2つ目は、保護者にとってのメリットです。学校が始まり、学校給食が再開されることで、特に昼食の準備や日中の見守りに関する家庭の負担が軽減される面があります。

3つ目は、教職員にとってのメリットです。授業時数の確保と「余白」の創出により、柔軟な教育課程を編成し、教育活動の「余白」を創出することができます。教材研究を深めたり、授業の質の向上につなげたりする効果があると考えます。

4つ目は、学校運営にとってのメリットです。年間の教育課程に一定の余白が生まれることで、自然災害や感染症等による臨時休業、学級閉鎖等が生じた場合にも、教育課程を調整しやすくなります。また、林間学校や修学旅行等の学校行事についても、特定の時期に集中しすぎないように、日程を分散して計画しやすくなる面があります。

次に、5つ目のスライドを御覧ください。次にデメリットについて御説明します。

1つ目は、子供の健康面に関する課題です。8月下旬は近年、記録的な暑さとなる日も多く、そうした中で登下校することは、子供たちにとって大きな負担となる可能性があります。熱中症対策を含め、安全面への配慮が必要となります。

2つ目は、教職員の勤務や研修に関する課題です。夏季休業期間が短いことにより、教職員が年次休暇等を取得する期間や、専門的な研修、教材研究、校内研修等に充てる時間が限られる面があります。

3つ目は、子供の自主的・探究的な活動に関する課題です。自由研究など、夏季休業期間中にじっくり取り組む活動については、期間の短さが、子供たちの取組の幅や深まりに影響する可能性があります。

4つ目は、家庭や地域での体験機会に関する課題です。旅行、キャンプ、親戚との交流、地域行事参加など、学校では得がたい非日常的な体験について、長期的な計画を立てにくくなる可能性があります。

最後に6つ目のスライドを御覧ください。今後の本市の夏季休業期間の在り方についてです。以下の点を留意しつつ、今後も引き続き研究を進めていく必要があります。まず、重要になるのは、先ほどのメリットとデメリットを踏まえ、子供たちにとって、よりよい教育環境を整えていくという視点で検討していくということと考えております。

また、実際に変更することになる場合は、各課や市長部局との調整も必要になるだろうと思います。給食の開始時期については学校給食課と、夏季休業期間変更に伴う学童の開設時期については、子育て支援課と、余剰時間数の減少に伴う教育課程における余白創出の方法については、教育政策室との調整が必要になります。

さらに、学校運営協議会や保護者の方々への説明や、必要に応じて保護者から意見をいただくことも考えております。

報告は以上となります。

<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>平成 17 年頃、戸田市ではエアコン整備が進み、それに伴い小学校では二学期制が導入されたと記憶しています。当時は、全国的に学力低下や授業時数の減少が懸念されていた時期でもあり、授業時数を確保し、教育内容を無理なく指導していくためには、授業時数の確保と教育課程上のゆとりが必要であったと思います。その意味では、夏季休業日を 1 週間程度短くし、授業時数を確保してきたことには一定の合理性があり、現行の日程にも、これまでの経緯を踏まえた意味があったと考えます。</p> <p>一方、最近の傾向としては 8 月 31 日まで休業日を延ばしている市町村が非常に増えてきているそうですが、猛暑対応や学校の働き方改革などにより延ばしていると考えます。こうした状況を踏まえると、戸田市も、夏季休業期間の在り方について改めて検討していく時期にきているのではないかと思います。</p> <p>そこで、夏季休業日を 8 月 31 日まで延ばした時に、教育活動の余白の創出と授業時数の確保は両立するのでしょうか。また、これまで 8 月 24 日から 8 月 31 日までに予定されている、行事や教職員の研修等が、8 月 31 日まで延ばした場合、それがうまく設定できるのかどうか聞きたいです。</p> <p>また、夏季休業期間について検討するとき、もし、8 月 31 日までということになったときに、どのように保護者等へ周知徹底していくのか、教えてください。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>まず授業時数につきましては、現在各校で、自然災害による休校や、学級閉鎖等があった場合にも標準授業時数を確保できるよう、学校によって、多少違いはありますが、小学校では 22 時間から 30 時間ほどの余剰時数が確保されています。もし 5 日間ほど、授業日が減った場合は、この余剰時数がほぼなくなるという計算です。</p>

	<p>また、8月下旬の学校行事や校内研修等につきましては、今年度は、この1週間の中に小学校5校が修学旅行を計画しており、各校とも、例年おおむね同じ時期に実施している状況です。さらに、校内研修については、毎年夏季休業期間中に各校へ返却される全国学力・学習状況調査や、埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、夏季休業明けの授業改善につなげる研修を位置づけている学校が多くあります。</p> <p>最後に、保護者や地域の方への説明等につきましては、現時点で直ちにヒアリングや説明を行うということではありません。まずは、夏季休業期間を見直すことによるメリットやデメリットについて、子供、保護者、教職員、学校運営のそれぞれの視点から整理し、検討を深めていく必要があると考えております。その上で、具体的な見直しの方向性が見えてきた段階で、必要に応じて保護者や地域の方から御意見をいただくことも考えられます。その際には、近隣市の事例も参考にしながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>メリット・デメリットについて、子供、保護者、教職員、学校運営のそれぞれの視点から整理して御説明いただき、論点が分かりやすくなったと思います。その上で、近年の気候変動や猛暑の状況を踏まえると、特に子供たちの健康面に十分留意し、どのように熱中症等対策を行っていくかという点は重要な課題です。この点は引き続き丁寧に議論していく必要があると感じました。</p> <p>また、そもそも夏季休業日は日本の学校へどのように導入されたのでしょうか。歴史的な背景を振り返ったとき、なぜ夏季休業日が必要だったのか、何のために導入されたのかということです。また、最後になりますが、今後どういう方向で持っていくのか、どういう視点から検討を進めるのか、お考えをお聞かせいただければと思います。</p>
<p>説明員</p>	<p>日本では、明治14年には夏季休業日に相当するものが既に始まっていたようです。その理由について明確に記されているものは確認できておりませんが、他自治体等の資料を見ると、大きく次の3点に整</p>

	<p>理できるのではないかと考えます。1つ目は、子供たちの健康面への配慮、特に夏の暑さを避けることです。2つ目は、学校の授業だけでは得にくい自然体験や生活体験の機会を確保することです。3つ目は、教職員の研修や教材研究等の時間を確保することです。これら3つは、本市においても夏季休業日の意義として、現在も十分当てはまるものと考えております。</p> <p>そして、今後の方向性につきましては、夏季休業期間を現行のままとするか、終了日を延長するかという二者択一だけでなく、子供、保護者、教職員、学校運営のそれぞれの視点から、どのような影響があるのかを整理しながら検討する必要があると考えております。</p> <p>例えば、授業時数の確保や教育課程上の余白を重視する場合には、現行の期間を維持するという考え方がございます。一方で、猛暑への対応、子供たちの体験活動の機会、教職員の研修や休暇取得の時間確保などを重視する場合には、夏季休業期間の終了日を延長するという考え方もございます。</p> <p>また、現在のメリットを大切にしつつ課題を軽減する方法として、夏季休業期間だけでなく、春季休業日や年間行事、教育課程全体の在り方を含めて検討することも考えられます。今後も、子供たちにとってよりよい教育環境を整えるという視点を中心に、関係課とも連携しながら研究を進めてまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>今のところは、8月24日までか8月31日までのいずれかのような感じがしますが、この間の8月28日までにしたらどうかとも思います。そこで、8月28日までにした他市の様子分かるようでしたら教えていただきたいです。また、さいたま市や北本市は、7月21日から8月31日までの間で、校長が決めるとなっておりますが、具体的にどのように定めているのか教えていただければと思います。</p>
<p>説明員</p>	<p>8月28日までにしている自治体について確認したところ、元々は戸田市と同じぐらいの終了日でしたが、夏季休業期間を長くした方がよ</p>

	<p>いとのこと、3日延長したとのこと。見直したことにより、デメリットの部分がやや解消されていったということでした。また、さいたま市や北本市の夏季休業期間については、規則に校長が定める日とありますが、当該市内の学校ごとに異なる終了日にはなっていないということでした。例えば、さいたま市の場合は、事前に市教育委員会と校長会が調整し、翌年度の終了日を秋口に決定して、年間の授業日数を確保していくという決め方であるということです。</p>
委員	<p>私としては、戸田市の夏季休業日は、ちょっと短いという感覚があります。仕事もしていると、夏季休業日とはいえ、家族で出かけるのは週末ぐらいで、旅行やまとまった自由研究をするには1週間短くなるとより難しくなると思います。しかし、子供が、学童をやめてからは、一人でずっと家で過ごしているところで、生活習慣の乱れはとても気になる場所です。それが1週間長くなることで、元の生活に戻ることが難しくなると思いますので、こうした心配についてどのように考えているのかお聞きしたいです。また家に一人であることについて、防犯の面からも親としては心配ですので、そのことも含めて教えていただきたいと思います。</p>
説明員	<p>委員のお話のとおり、夏季休業期間については、誰にとってのメリット・デメリットなのかを整理することが大切であると受け止めております。特に、子供にとっては、生活リズムの維持や安全面の一方で、暑さの中での登下校や、家庭・地域での体験機会の確保という課題があります。また、保護者にとっては、給食の再開や家庭での見守りの負担軽減という面がある一方で、家族で過ごす時間や長期的な予定の立てやすさという面もあります。教職員にとっても、授業時数の確保と、研修・休暇・教材研究の時間確保とのバランスが課題になります。そのため、改めて、子供、保護者、教職員、学校運営のそれぞれの視点を踏まえ、関係課とも調整を図りながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>
教育長	<p>他自治体の動向を踏まえながら、今後も検討してまいります。</p>

	<p>他に質問等がないようなので、以上で提案は終わりにしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして 10 件の報告がございます。</p> <p>令和 7 年度入学準備金貸付内訳について</p> <p>令和 8 年度第 1 回奨学資金貸付内訳（新規分）について</p> <p>戸田市立小学校卒業児童の私立中学校等への進学者数について</p> <p>令和 8 年度児童生徒数及び学級数について</p> <p>令和 8 年度指導の重点・主な施策について</p> <p>令和 7 年度戸田市教育研究集録について</p> <p>令和 8 年度学校公開日等一覧</p> <p>令和 8 年度南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の予定について</p> <p>青山学院大学・戸田市連携講座の開催について</p> <p>その他</p> <p>各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了した後に伺います。</p>
説 明 員	<p>報告事項 令和 7 年度入学準備金貸付内訳について、御報告いたします。</p> <p>入学準備金貸付につきましては、昨年度の 10 月から 2 月末まで募集を行ったところ、28 人の申請がありました。これを受け、入学準備金受給者選考委員会にて選考した結果、28 人全員の貸付が決定され、辞退者 2 人と窓口での手続きが完了しておらず貸付をできていない 3 人を除く 23 人に貸付を行いました。</p>

<p>説明員</p>	<p>報告事項 令和8年度第1回の奨学資金貸付決定状況につきまして、御報告いたします。</p> <p>奨学資金貸付につきましては、年に2回、3月と9月にそれぞれ4月からの奨学生・10月からの奨学生を募集しております。今回、令和8年度第1回として3月に募集を行ったところ、5人の申請があり全員の貸付が決定いたしました。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 戸田市立小学校卒業児童の私立中学校等への進学者数について</p> <p>令和7年度戸田市立小学校卒業児童の私立中学校等への進学者数について報告いたします。令和8年度の私立中学校等への進学者は、134名でした。昨年度と人数で比較すると6名増えており、卒業者の全体数が32名減っていることから、割合としては昨年より、約0.6ポイント高くなっています。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 令和8年度児童生徒数及び学級数について</p> <p>令和8年度児童生徒数及び学級数について報告いたします。小学校の児童数については、前年度同時期比250名減の7,416名、中学校生徒数については、前年度同時期比60名減の3,636名となります。また、小学校の学級数については、前年度同時期比1学級減の282学級、中学校の学級数については、前年度同時期比5学級増の122学級となります。なお、令和8年度をもって、国の基準により小学校の全ての学年及び中学校1年まで、1学級あたりの定数が35名となりました。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 令和8年度 指導の重点・主な施策について</p> <p>令和8年度 指導の重点・主な施策について説明をいたします。お手元の資料を御確認ください。「指導の重点・主な施策」の令和8年度版は、教師が授業づくりや指導で悩んだ際の拠り所となるものとすることを意識して作成しました。2ページ目のアクティブ・ラーニング指導用ループリックにおいては、令和7年度の自己評価結果の集計を踏まえ、今年度の重点を視点4の「主に深い学びの視点」として定</p>

	<p>めました。その上で、3,4ページの見開きでは、単元ベースの授業づくりに向けた「授業改善の3つの重点」を示しています。また、5,6ページでは、単元ベースの授業づくりの考え方を3つのステップで具体的に説明しています。まずは、授業研究会や学校訪問の際の授業から活用していけるよう、各学校に促してまいります。さらに、7ページではICTの効果的な活用、8ページ以降では、本市で継続的に取り組んでいるリーディングスキルとWEBQUの活用について、授業づくりや学級経営にどのようにつなげていくかを示しました。最後に、11ページでは、全中学校に昨年度導入したレーザー加工機を含め、ものづくりの視点を取り入れたPBLの深化についても掲載しています。今後、学校訪問や校内研修、各種研修会における指導主事の指導の際にも活用してまいります。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 令和7年度 戸田市教育研究集録について</p> <p>続いて 令和7年度 戸田市教育研究集録について説明をいたします。別冊の薄緑の冊子を御覧ください。令和7年度の研究集録は、「深い学び」「多様性の包摂」「リーディングスキル」「校内サポートルーム」「ものづくり・PBL」など、今年度の本市の重点的な取組と接続する内容で構成しています。表紙は、昨年度の教育フェスティバルで御講演いただきました、文科省初等中等教育局学校教育官の岩岡寛人様の御講演内容を掲載しています。</p> <p>2,3ページには、令和7年度から市内小学校3校、中学校1校で指定を受けて取り組んでいる研究開発学校に関わり、京都大学の石井英真教授と一般社団法人UNIVA理事の野口晃菜様から、それぞれ「深い学び」と「多様性の包摂」の観点から御寄稿いただいております。</p> <p>4,5ページは、新井紀子先生による寄稿で、オーバーアチーバーとリーディング・スキルテストとの関連について、具体例を挙げながら御説明いただいております、大変興味深い内容となっております。</p>

	<p>6 ページは、幼保小の架け橋プログラムにおいて大切にしたいことについて、國學院大學の吉永安里教授に御寄稿いただきました。7 ページは、わかる調査の経年比較、8 ページは、スマートニュースメディア研究所と共同実施した「新聞接触による中学生のマスメディア信頼に関する実証調査」の主な成果、9 ページは、校内サポートルームに係る「ぱれっとラボ」の分析を掲載しています。</p> <p>その他、教育センターの教科等研究グループの研究報告や、文部科学省の加固希支男調査官、日本体育大学の石田有記教授、十文字学園女子大学の星野敦子教授による特別寄稿も掲載しており、充実した内容になっております。お時間のあるときに、お目通しいただければ幸いです。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 学校公開日等一覧</p> <p>資料 を御覧ください。各小・中学校の学校公開日や運動会・体育祭の実施予定日については、御覧のとおりです。児童生徒の活躍の場や体験の機会、開かれた学校づくりの一環としても多くの行事が実施できるよう、各学校を支援してまいります。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 令和8年度 戸田市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の予定について</p> <p>令和8年度 戸田市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の予定について御覧ください。今年度も昨年度同様、開会行事に校長先生が行う学校概要説明のプレゼンも御覧いただくために、早めにお集まりいただけますようお願いいたします。委員の皆様には、概ね学期ごとに担当からメールにより参加・不参加を確認しますので、何卒よろしくようお願いいたします。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項 青山学院大学・戸田市連携講座の開催について</p> <p>報告事項 「青山学院大学・戸田市連携講座の開催について」報告させていただきます。資料は、5 ページとなります。今年度の市民大</p>

	<p>学講座「青山学院大学・戸田市連携講座」は、5月16日(土)から、戸田市文化会館会議室において、「戸田で中世を学ぶ」を全体テーマとして、全4回で開催いたします。各回のテーマは、「中世の巡礼 - 観音霊場と熊野 - 」、「中世武蔵野の和歌と連歌」、「『太平記』の虚像と実像 - 日本中世史研究の現在地 - 」、「中世武相二国の真宗門徒の展開」となっております。今回も、会場受講のほか、オンデマンド配信も実施いたします。「歴史」は、市民からのニーズも高く、人気のあるテーマとなっており、4月3日(金)から申し込みを開始いたしましたところ、昨日までの申込者数は、全4回分で、会場256名 オンデマンド157名 計412名となっております。また、第1回の講座に先立ちまして、令和8年度戸田市民大学開講式を行い、その際に戸田市民大学の副学長である戸ヶ崎教育長から御挨拶させていただきます。市民大学は、令和8年度も、学びや活動の楽しさを知り、人生の豊かさを実感していただけるよう、関係各課、公共施設等と連携し、地域との関りも持ちながら取り組んでまいります。また、学びやすい環境の充実に図り、多様な学びから地域の様々な活動に活かしていただけるよう、「戸田市生涯学習推進ビジョン」に沿って、計画的に進めてまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に その他ですが、事務局より何かございますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>特になし</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で報告事項の説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p> <p>まずは報告事項の 入学準備金の貸付内訳についてはいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>物価も上がっていますが、貸付単価について変更はありますか。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>貸付単価につきましては、入学準備金に関しては高等学校・大学では異なります。例えば、高等学校については国公立で30万円、私立</p>

	高校で 50 万円でございますが、単価については高等学校・大学ともに変更ございません。
委 員	今後の貸付単価の変更予定はありますか。
説 明 員	今年度から、いわゆる高校無償化が始まることになっておりますので、この動向を踏まえながら入学準備金、また報告事項の奨学資金の貸付についても見直しの検討を、場合によっては進めていく必要があると考えております。
教 育 長	続きまして報告事項の第 1 回奨学資金の貸付内訳については、いかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして、報告事項の私立中学校への進学者数についてはいかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして、報告事項 令和 8 年度児童生徒数の学級数については、いかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして、報告事項 令和 8 年度指導の重点・主な施策について、及び報告事項 令和 7 年度戸田市教育研究集録について、いかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして、報告事項 令和 8 年度学校公開日等一覧について、いかがでしょうか。
委 員	小学校の修学旅行の日程について、4 校が 8 月 27 日から 28 日で同じ日程ですが、同じ場所に行った場合、混雑が起きてしまうといった問題は発生していないのでしょうか。

説明員	<p>夏季休業日の短縮の話の中でもありましたが、他自治体はこの時期に行かないところが多いため、比較的空いており、見学しやすくなります。スケジュールを組む時に時間がずれるようにうまく組まれているので、同時に4校が集まるということはほとんどありません。</p>
委員	<p>小学校の運動会は、ほとんど休みの日に当てていますが、中学校の体育祭では戸田中以外は平日になっている理由を教えてください。また、2回目の学校公開日について、彩の国教育の日の11月1日を踏まえ、戸田市の場合は10月24日と10月31日を公開日とされているのですが、公開日に運動会・体育祭を当てている学校があります。別の日に公開日を設定している学校と、運動会を公開日としているだけの学校もあるのですが、その辺りの違いは为什么呢。</p>
説明員	<p>体育祭ですが、大きい学校では1日で終わらないため、分散して開催しているところもあります。平日にシフトしてきている理由については聞きとりができていないため、明確にはお答えできません。</p>
説明員	<p>小学校の運動会が学校公開日に当てられていることにつきましては、運動会の開催日を決めるに当たり、戸田東小は涼しくなってきたときに実施とのことから、運動会を10月31日に当て、別に公開日を10月の中旬に計画しています。学校ごとにいろいろ考えての対応かと思えます。ただ、保護者・地域の皆様に学校の授業などを見ていただく機会を減らすことにはなっていないと思えます。</p>
委員	<p>土日にしか見に行けない保護者も多く、運動会・体育祭が平日だと残念だという意見があることをお伝えさせていただきます。</p>
教育長	<p>続きまして、報告事項 令和8年度南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の予定について、いかがでしょうか。</p> <p>委員の皆様には今年度もぜひ御都合つけていただいて、学校訪問の方も見ていただくとありがたいと思えます。</p>
各委員	<p>特になし</p>

教 育 長	<p>続きまして、報告事項 青山学院大学・戸田市連携講座の開催についてでございますが、講座のテーマや講師は、どのように決めていますか。</p>
説 明 員	<p>コーディネートにつきましては青山学院大学の全面的な御協力によるものです。前年度に大学で開催した講座を中心に御調整いただいたものでございます。</p>
教 育 長	<p>以上で報告事項を終わりにします。</p>
教 育 長	<p>続きまして、議案の審議に移ります。</p> <p>「報告第1号 戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則及び未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
説 明 員	<p>報告第1号 戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則及び未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。</p> <p>本件は、市長部局による補助金申請時等における押印の原則廃止の方針にならい、教育委員会が所管する2つの規則について、申請時の押印を廃止する趣旨で4月1日施行となるよう、専決にて改正を行ったものでございます。改正内容といたしましては、規則に規定する申請様式の押印欄を廃止する改正を行ったものでございます。</p>
教 育 長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
教 育 長	<p>質問がないようですので、報告第1号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、報告第1号は提案内容のとおり議決いたします。</p>

教 育 長	<p>続きまして、「報告第2号 「戸田市立小・中学校服務規程の一部を改正する訓令について」説明いたします。</p>
説 明 員	<p>報告第2号 戸田市立小・中学校服務規程の一部を改正する訓令について、御説明いたします。</p> <p>本改正は、子育て中の教職員が、小学校第1学年から第3学年までの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲で取得できる無給の休暇制度を新設するものです。「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び同規則が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本市においても例規改正を行いました。県議会での条例の可決が令和8年3月27日であったことから、急遽、教育長の専決により、令和8年4月1日に施行しております。改正内容は、資料にあるとおり、新たに設けられた「子育て部分休暇」に関するもので、現在の部分休業と同様に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で取得可能となります。取得期間は、子が小学校就学の始期から小学校第3学年修了までとなります。</p>
教 育 長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>本年度、既に子育て部分休暇を取得した職員は何名いますか。</p>
説 明 員	<p>今年度、子育て部分休暇取得者は1名ですが、従来の部分休業取得者は、小中学校合わせて10名以上おります。従来の部分休業と共に、この子育て部分休暇の制度には、代替りの人的な配置はありません。学年や教科の時間割を調整したり、教科担任制を行うことで調整したりしながら、各学校で調整しているというのが実状です。なお、部分休業や子育て部分休暇は、1日の上限が2時間のため、勤務終了前、既にその日の授業が終わっている時間帯に取得している方も多いです。</p>
委 員	<p>子育て世代の教職員をサポートする制度は大変重要であると思います。先ほど言ったように、今後も部分休業等を取得した方の代わりに仕事をする方がいるか、誰がカバーすることができるかが、課題に</p>

	なってくると思いますので、こうした面の支援の在り方について検討していただきたいと思います。
教 育 長	子育て世代の教職員にとって、こうした制度は働きやすさにつながる重要なものであり、同制度を利用しやすい環境を整えていく必要があります。一方で、担任や教科担当の教職員が不在となる時間が生じる場合には、子供たちの学びや保護者対応に支障が生じないよう、学校全体でどのように支えていくかが課題となります。引き続き、事務局は、校長を通じて学校の状況を丁寧に把握し、可能な限り必要な支援を行ってください。
教 育 長	質問等がないようですので、報告第2号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、報告第2号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「報告第3号 令和8年度戸田市就学支援委員会の委嘱について」事務局より説明いたします。
説 明 員	<p>報告第3号 令和8年度戸田市就学支援委員会委員の委嘱について御説明いたします。</p> <p>本報告は、戸田市就学支援委員会条例に基づき、今年度の就学支援委員会の委員の委嘱したことについて御報告するものです。就学相談を早期から円滑に進める必要があることから、委員の委嘱については専決処理により対応させていただきました。</p> <p>今年度も「心の教育アドバイザー」や教育センターの職員を中心に、今月から早期の就学相談を開始しております。また、未就学児を対象とした就学支援委員会については、8月にも開催する予定です。早期の就学相談を行うことにより、短期間で就学先を決定するのではなく、保護者や関係者と丁寧に相談を重ねながら、時間をかけて就学先</p>

	を決定することができます。こうした取組は、該当する保護者の安心感にもつながっており、大変好評を得ているところです
教 育 長	質問等がないようですので、報告第3号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、報告第3号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第23号 戸田市立小・中学校通学区域審議会5号委員の変更について」事務局から説明いたします。
説 明 員	<p>戸田市立小・中学校通学区域審議会5号委員の変更について、御審議をお願いいたします。</p> <p>本件は、令和8年4月1日付けの市の定期人事異動に伴い、委員1名を変更するものです。当審議会は、条例により定数15人以内と定められておりますが、当面の間、通学区域を変更する予定がないことから、条例第2条第5号に定める「市の職員」3名を、あて職により委嘱しております。新任者の任期は、前任者の残任期間の令和9年11月29日までとなります。</p>
教 育 長	質問等がないようですので、議案第23号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第23号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程(案)」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	次回の教育委員会の日程につきましては、5月20日(水)午後3時30分からの開催と考えておりますが、お諮りいたします。

各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他について、事務局から何かございますか。
事務局	特になし。
教育長	委員の皆様から何かございますか。
委員	外国籍の子供たちが増えていると感じています。文化や生活習慣の違い、日本語の理解状況、家庭との連絡方法など、子供一人一人の状況等により、学校現場では事務面や指導面の双方で様々な対応が必要になっていると思います。そこで、外国籍の子供たちを取り巻く現状や、支援の状況について、説明していただければと思います。
教育長	教育政策室から御報告いたします。
委員	市内学校の校内や体育館の放送設備は、非常に大切だと思います。こうした学校施設・設備の点検を市としてどのように実施しているのか教えていただければと思います。
教育長	教育総務課から御報告いたします。
委員	防犯対策について、実際に何かあったときに、とっさに声が出ないこともあるのではないかと思います。実践的訓練として、大きな声を出すことを含めた対応訓練も行っていただけるとよいのではないかと感じています。あわせて、防犯ブザーの点検など、現在どのような取組を実施しているのかも含めて御説明いただければと思います。
説明員	何かあった時は大声を出して助けを求めるという話はしていますが、実際に大声を出すという個別の訓練は、学校として実施していないのが現状だと思います。

<p>教 育 長</p>	<p>不審者対応は学校外でも起こることもあり、家庭の力も借りなくてはならない非常に難しい問題ですが、学校での防犯教育の取組について教育政策室から御報告いたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>学校の特色や、学校選択制で中学校を選択する上での判断材料となる情報について、子供や保護者に対してどのように行っているかを教えていただきたいと思います。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>学校説明動画の公開や、学校公開のお知らせの小学校への送付など、各中学校において工夫して情報提供を行っております。どの時期に、どのような情報提供を行っているのか、改めて整理したいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>学校公開日についての案内内容も含め、子供や保護者にとって分かりやすい情報提供となっているかを整理し、改めて教育政策室から報告いたします。</p> <p>それでは、本日の案件等、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。</p>

	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和8年5月20日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記